

## 固定資産税不均一課税について

### 【要件】

町内に工場等を新設又は増設する承認地域経済牽引事業者。

新・増設した家屋又は構築物及びその敷地である土地の取得金額が、1億円を超えること。（農林水産関連業種については、5,000万円）

### 【免除等の対象物】

家屋、構築物、家屋又は構築物の敷地である土地

### 【免除等の率】

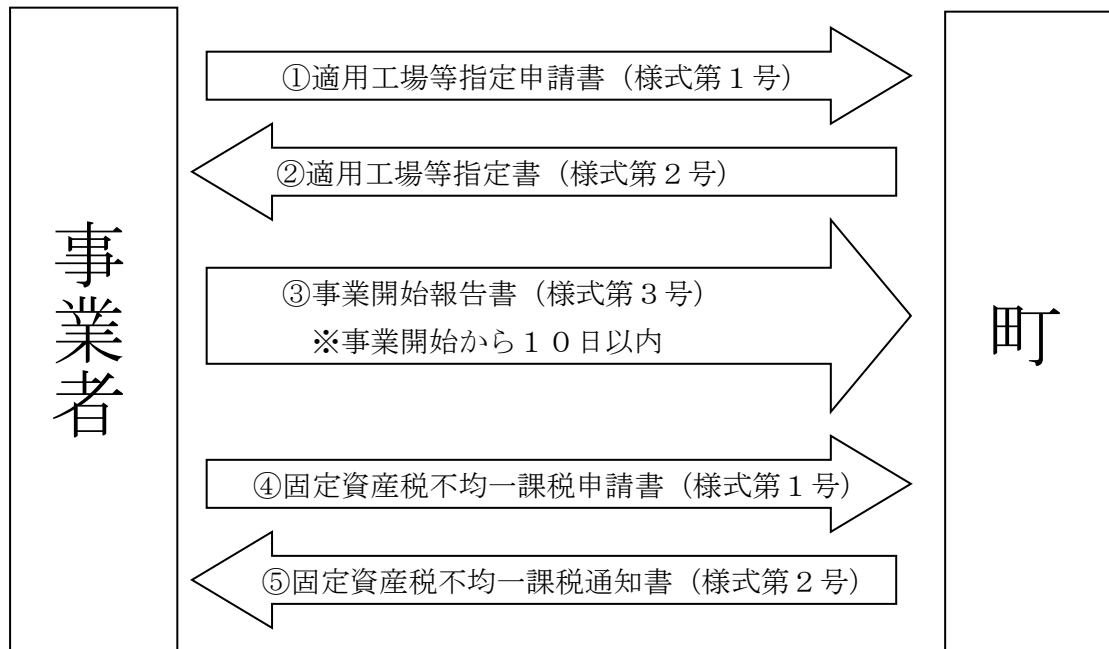
不均一課税

標準税率×1/10

### 【期間】

3年間

### 【手続きの流れ】



※①～③ 嘉島町工場等設置奨励条例及び施行規則

④～⑤ 嘉島町税特別措置条例及び施行規則